

赤穂市保育施設一時支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年2月27日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第7号

赤穂市保育施設一時支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰等の影響を受けている保育施設に対し、光熱費及び食材料費等の価格上昇分の一部を支援することで保育施設の継続的かつ安定的なサービスの提供を図ることを目的として交付する赤穂市保育施設一時支援金（以下「支援金」という。）について、赤穂市補助金等交付規則（昭和63年赤穂市規則第4条）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、令和7年10月1日（以下「基準日」という。）において、市内の次に掲げる保育施設を運営する民間の事業者であつて、今後も継続して運営を行う意思のあるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定による認可を受けた保育所
- (2) 法第59条の2の規定による届出を行っている認可外保育施設

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表に定める額とする。

2 支援金の交付は、同一保育施設につき1回限りとする。

(交付申請等)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、赤穂市保育施設一時支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 施設の定員が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の交付申請等があつたときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の可否を決定したときは、赤穂市保育施設一時支援金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、支援金の交付を決定する場合において、支援金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

4 市長は、支援金の交付を決定したときは、速やかに交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に支援金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第6条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、赤穂市保育施設一時支援金交付決定取消通知書（様式第3号）により、交付決定者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第7条 市長は、前条第1項の取消しの決定を行った場合において、当該取消しに係る部分に關し既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（帳簿の備付け）

第8条 交付決定者は、支援金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該支援金の交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（報告又は調査）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、支援金に関する事項について交付決定者に報告を求め、又は調査することができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行し、同年3月31日をもってその効力を失う。

別表（第3条関係）

定員規模（人）	支援金の額（円）
1～9	18,500
10～19	55,500
20～29	92,500
30～39	129,500

40～49	166,500
50～59	203,500
60～69	240,500
70～79	277,500

注1 定員規模は、基準日における保育施設の定員とする。

2 定員に定めがない施設は、18,500円とする。

様式第1号（第4条関係）

赤穂市保育施設一時支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

赤穂市長 宛

所在地
団体名
代表者名

赤穂市保育施設一時支援金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて赤穂市保育施設一時支援金の交付を申請（請求）します。

記

1 交付申請（請求）額 金 円

2 申請事業所

事業所等名称		施設種別	
事業所所在地		定員	人

3 振込先口座

金融機関名	銀行・金庫 信用組合・農協	金融機関 コード				
支店名	本店・支店・出張所	店舗コード				
口座番号		口座種別	普通・当座			
フリガナ						
口座名義						

4 添付書類

- (1) 施設の定員が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

赤穂市保育施設一時支援金交付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

赤穂市長



年 月 日付けで申請のあった赤穂市保育施設一時支援金については、赤穂市保育施設一時支援金交付要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付の決定又は却下の区分 決定 ・ 却下
- 2 交付決定額 円
- 3 交付決定者は、赤穂市保育施設一時支援金交付要綱の規定に従わなければならない。
- 4 支援金の交付条件（却下理由）は、次のとおりとする。

様式第3号（第6条関係）

赤穂市保育施設一時支援金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

赤穂市長



年 月 日付け 第 号で交付決定した赤穂市保育施設一時支援金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、赤穂市保育施設一時支援金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取消額 円
- 2 取消後の支援金の額は、次のとおりとする。
支援金の額 円
- 3 取消理由